

受入できないもの

■ 石綿含有廃棄物

(スレート、ピータイル、ケイカル板
コロニアル、サイディング、カラーベスト他)

■ 吉野石膏OYボード、アドラ石膏ボード

(認定番号第277057～8) (認定番号第265023～4)

■ 家電リサイクル法対象機器

(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、
冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

■ 一般廃棄物 / 着工前の残置物

よく持ち込まれる一般廃棄物の例

- ・飲食ごみ(弁当容器、びん、缶、ペットボトルなど)
- ・家庭ごみ(家具、寝具、カーペット、家電、植木鉢など)
- ・剪定で生じる生木、草

■ 水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光管等)

■ 爆発物(ガスボンベなど)

■ 消火器

■ 焼却灰

■ 医療系廃棄物

■ 汚泥

■ 乾電池

■ 蛍光管

■ 液状廃棄物

■ バッテリー

■ 太陽光パネル

■ 下ごみ(土混じりの分別困難な混合物)

上記については、受け入れることができません。どうぞご了承ください

混入が認められた場合は、荷下ろし・精算後であっても引き取りをお願いいたします。

ご不明な点があればお問い合わせください。

木くず、紙くず、繊維くずを産業廃棄物として

排出できるのは下の表の通りです

産業廃棄物として取り扱える種類・業種	
木くず	建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) 木材・木製品製造業 パルプ製造業 輸入木材の卸売業 物品賃貸借業 貨物の流通のために使用したパレット
紙くず (含ダンボール)	建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) パルプ・紙又は紙加工品の製造業 新聞業、出版業、製本業 印刷物加工業
繊維くず	建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) 繊維工業

該当しない場合は「産業廃棄物」ではなく「事業系一般廃棄物」となり
弊社では扱うことができません。ご了承ください。

「事業系一般廃棄物」の処理については、市町村へお問い合わせください

- ※ 生木についても上記に係るものであれば産業廃棄物の「木くず」として取り扱われます。(剪定で生じるものは除きます)
- ※ 竹・篠・笹については千葉県では従来「一般廃棄物」として取り扱われておりましたが、上記に係るものであれば産業廃棄物の「木くず」として取り扱われることとなりました。

排出事業場(=現場)が東京都の場合も同様の取り扱いとなりますが、茨城県に関しては茨城県庁より一般廃棄物との見解が示されておりますので受入できません。ご了承ください。

なお、竹・篠・笹を搬入する際は1.5m以内にカットしていただきますようお願いいたします。